第十二節の二　電子傾斜計

（電子傾斜計）

第二十二条の二　規程第百四十六条の二十七の二の告示で定める要件は、第五条第一項第九号並びに第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件とする。

一　横傾斜角、横揺れ周期及び横揺れ振幅（最大の横傾斜角をいう。）の精度及び表示その他の事項が、管海官庁が適当と認めるものであること。

二　船橋の適当な場所において、計測値その他の情報を表示することができるものであること。

三　あらかじめ設定された横傾斜角を超えた場合に警報を発するものであること。

四　機能が適正に維持されていることを内部で自動的に確認し、その結果を表示することができるものであること。

五　管海官庁の指示するところにより、接続した航海情報記録装置その他の機器に必要な情報を記録することができるものであること。

（監視装置）

第二十六条　規程第百四十六条の四十六の告示で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　ロールオン・ロールオフ貨物区域、車両区域その他管海官庁が定める場所を継続的かつ有効に監視することができるものであること。

二　管海官庁が適当と認める場所に設置されるものであること。

三　火災発生場所を迅速に特定することができるよう、記録した映像を速やかに再生することができるものであること。

（新設）

（新設）

（監視装置）

第二十六条　規程第百四十六条の四十六第一項の告示で定める要件は、ロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを船橋において有効に監視することができるものであることとする。

（新設）

（新設）

四　管海官庁が認める場合を除き、連続して百六十八時間以上の映像を記録することができるものであること。

五　船橋又は管海官庁が適当と認める場所において、記録した映像を再生することができるものであること。

六　前各号に掲げるもののほか、管海官庁が適当と認める要件を満たすものであること。

（新設）

（新設）

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第三条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　消防設備の要件	第二章　消防設備の要件
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第五節の二　固定式水系消火装置（第十五条の二）	第五節の二　固定式水系消火装置（第十五条の二）
第五節の三　固定式放水モニター（第十五条の三）	
第六節～第十五節　（略）	第六節～第十五節　（略）
第三章　（略）	第三章　（略）
第五節の三　固定式放水モニター	（新設）
（固定式放水モニター）	（新設）
第十五条の三　固定式放水モニターは、第四条第一項第二号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。	
一　自動車の輸送を目的とする暴露甲板の区域又は自動車を保管する区域のうち管海官庁が必要と認める区域（以下この条において「保護区域」という。）に放水することができるものであること。	